

【均等割・平等割の軽減(国の法令に基づく軽減)】

[令和6年度(2024年度)]

所得基準	軽減割合	軽減後の額					
		均等割額(1人あたり)			平等割額(1世帯あたり)		
		医療基礎分 35,040円	後期高齢者 支援金分 11,167円	介護納付金分 19,389円	医療基礎分 34,803円	後期高齢者 支援金分 11,091円	介護納付金分
世帯主(納付義務者)と加入者全員の 前年中所得合計金額の合計が 「43万円+10万円×(給与所得者等の数- 1)」以下の世帯	7割 軽減	10,512円	3,350円	5,816円	10,440円	3,327円	平等割は ありません
世帯主(納付義務者)と加入者全員の 前年中所得合計金額の合計が、 「43万円+(29.5万円×被保険者数)+10 万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	5割 軽減	17,520円	5,583円	9,694円	17,401円	5,545円	平等割は ありません
世帯主(納付義務者)と加入者全員の 前年中所得合計金額の合計が、 「43万円+(54.5万円×被保険者数)+10 万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	2割 軽減	28,032円	8,933円	15,511円	27,842円	8,872円	平等割は ありません

※所得合計金額および加入者数には、国保から後期高齢者医療制度へ移行された人を含みます。(移行後に世帯主が変更になった場合は、含まれません。)

※これらの軽減を受けるための申請などは、特に必要ありません。(ただし、所得申告をされていない世帯については、軽減の対象となりませんのでご注意ください。)

※これらの軽減は、保険料決定と同時に判定と計算を行い、軽減対象となった世帯については、軽減された後の保険料で通知書や納付書が送付されます。

※軽減の判定は、当該年度の賦課期日の属する月(4月、年度途中の加入世帯は加入月)の加入者の内容で行います。

(年度途中の加入者の増減による軽減判定の変更はされません。)

【所得合計金額(軽減判定のための所得)とは】

総合課税所得と分離課税所得の合計額です。ただし、以下の点で、保険料を算定する際の所得金額とは異なります。

- ・65歳以上の方の年金所得については、最大15万円を控除します。 ・分離譲渡所得は特別控除を適用する前の額となります。
- ・専従者給与は所得の対象となりません。また、専従者控除は適用されず、事業主の事業所得に含みます。